★滝川市税務課からのおしらせ★

平成29年１月１日以後に提出する『総括表・給与支払報告書』にはマイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要です！

マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載

総括表・給与支払報告書の所定の記載欄に、個人の方は個人番号（１２桁）を、法人にあっては法人番号（１３桁）を右詰めで記載してください。

個人番号を記載した総括表・給与支払報告書を提出するとき

・個人事業主の場合　　次に掲げる本人確認書類の提示をお願いいたします。

※法人事業所の提出の際は、本人確認書類は不要です。

【本人確認資料について】

（１）　本人が来庁する場合

	番号確認	身元確認
窓口・郵送	・個人番号カード ・個人番号が記載された住民票の写し　等	・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券（パスポート）　等
電子申告 （ｅＬＴＡＸ）	eLTAXによる申告で、個人番号カードの電子証明書により個人認証を行う場合は、本人確認資料の添付は不要です。	

（２）　代理人が来庁する場合

※代理権の確認書類は、原本の提出をお願いします。

	代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
窓口・郵送	・委任状 （任意代理人の場合） ・戸籍謄本 （法定代理人の場合）等	代理人の ・個人番号カード ・運転免許証　等	本人の ・個人番号カードの写し　　等
電子申告 （ｅＬＴＡＸ）	委任状のデータ （本人及び代理人の個別識別事項、本人の代理人としての個人番号の提供を行うことを証明する情報）	代理人に係る署名用電子証明書及びその署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた提供情報	本人の ・個人番号カードの写し　等 （別途郵送、ＰＤＦファイル添付　等） ※電子証明書等により本人確認ができる場合、本人確認資料の添付は不要です。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条等による）